



Title	改革開放期中国における留学生政策の変容：鄧小平の役割を中心に
Author(s)	張, 少東
Citation	国際公共政策研究. 2022, 26(2), p. 65–87
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/86847
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

改革開放期中国における留学生政策の変容

—鄧小平の役割を中心に—*

Deng Xiaoping and the Transformation of the Study-Abroad Program, 1977-1996*

張少東**

Shaodong ZHANG**

投稿論文

初稿受付日 2021年10月4日 採択決定日 2022年1月27日

Abstract

Synthesizing heretofore available Chinese sources, this article re-examines the transformation of China's Study-Abroad Program (SAP) from 1977 to 1996, a transitional period of SAP from infancy to maturity. It explores the process by which Deng Xiaoping, de facto leader of the PRC from 1978-1990, rescued education out of chaos in the early stage of Reform and Opening (R&O) and the dynamics between the political movements launched by him and the restrictions of SAP in the 1980s. During this period, with the development of R&O, China's ties with the outside world became increasingly close, which prompted Deng to rethink how China should send SAP students in the late 1980s, particularly after the Anti-Bourgeois Liberalization Campaign in 1987 and the Tiananmen Incident in 1989, when many Chinese students changed their status to remain in the US. In the end, Deng found a relatively mature and open solution—encouraging students to return home instead of restricting their departure—which marked the beginning of SAP's maturity. This article concludes that despite the predominant scholarly focus on the result of the SAP transformation, the motivator for this change was Deng, who facilitated the implementation and maturity of SAP in the critical period of reform. Simultaneously, however, he was affected by the domestic politics, which resulted in SAP's fluctuations.

キーワード：中国、留学生政策、鄧小平、改革開放、米中関係

Keywords : China, Study-Abroad Program, Deng Xiaoping, Reform and Opening, Sino-US relations

* 本稿の作成にあたり、厳しくも親身なご指導を賜りました南和志先生に厚く御礼申し上げます。また、本掲載に際し、原稿を注意深くお読み頂き適切な助言を頂いたことに対して、匿名査読者に深く感謝する。

** 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士前期課程

1. はじめに

中華人民共和国（以下、中国と略す）は 1972 年、文化大革命で中止されていた留学生派遣を 6 年ぶりに再開した。しかし、依然として文化大革命の余波に陥っていた中国は、同年に英仏両国へ僅か 36 名の留学生しか派遣しなかった¹。その後、1976 年に毛沢東が死去した後、後継者の華國鋒は「二つのすべて」²を堅持していった。勿論この方針は教育領域まで影響を及ぼした。11 月 23 日、「光明日報」が教育部の「毛主席の教育方針の改ざんは許されない」と題した文を発表し、翌日に全国の新聞に転載した³。そのため、中国教育の対外交流は文化大革命が終結した 1976 年からすでに復旧しながらも 1978 年上半期までずっと停滞していた。しかし、1978 年に実権を握り最高指導者となった鄧小平は、当時の留学生政策に対し「歩幅が小さすぎる（格格太小）」⁴と批判し始め、留学生政策の調整に着手した。

1978 年 12 月、中国共産党が第十一期中央委員会第三回全体会議で、「対内改革、対外開放」の方針と政策を確立した。この政策は中国の政治、経済、文化、教育、科学技術などそれぞれの領域を貫いて、中国にかつてない急速な発展の道を歩ませた。それと共に、中国は力を込めて青年たちの外国留学を提唱し始めた。そのきっかけは 1978 年 6 月 23 日の鄧小平の清華大学における教育部担当者に対する発言であった（以下、「清華談話」と略す）。すなわち「留学生⁵派遣数の増加、そして自然科学を主とすることに賛成する。十人や八人を派遣するのではなく、幾千幾万人を派遣しよう」というものである⁶。また、鄧は「我々は現代化を実現するには、科学技術が必要不可欠である。科学技術を発展するには、教育に取り組まなければならない」と述べ、留学生派遣は「具体的なやり方の一つである」と強調した⁷。

上記の鄧小平の意見により、留学生派遣拡大の行動が迅速に展開された。その後、中国政府は「質を保証する前提で、国家の需要によって、各々の道を通じて、できるだけたくさんの留学生を派遣することに全力を尽くす（広開渠道・力争多派）」という方針⁸を明確にした。当時、国際世論はこの大規模な留学生派遣を「今まで共産主義世界には先例がない」と評価した⁹。それから、中国は 1981 年に公式的に公費留学をスタートし、大学院生と研修生を大量に派遣し始めた。統計によると、1978 年から 1988 にかけての 10 年の間に中国政府が派遣した留学生数は建国初期の 1950 年から 1977 年までのおよそ 3 倍に達している¹⁰。しかも、改革開放前の社会主义陣営を主要な目的地とする留学生派遣と比べ、改革開放後の西側資本主義国への大量の留学生派遣は注目に値する¹¹。

¹ 中国教育年鑑編輯部編『中国教育年鑑（1949–1981）』中国大百科全書出版社、1984 年、950 頁。

² 「すべての毛主席の決定は断固守らねばならず、すべての毛主席の指示には忠実に従わなければならない」という「二つのすべて」である。王進『毛沢東大辞典』広西人民出版社・漓江出版社、1992 年、177 頁。

³ 中国教育年鑑編輯部編、前掲、951 頁。

⁴ 李滔『中華留学教育史録—1949 年以後一』高等教育出版社、2000 年、365 頁。

⁵ 当時、国費派遣留学生と称されているのであるが、詳しく述べられず、それには高級訪問学者、聴講生、ポストドクター、大学院生及び大学生などが含まれている。王雪萍「改革・開放後の中国『国家公費派遣留学生』派遣政策の変遷」『中国研究月報』、社団法人中国研究所、2007 年、19–32 頁。

⁶ 王雪萍「中国の国費留学生派遣政策の変容と留学生の選択—国家の意思と留学生個人の意思との攻防—」『華僑華人研究』第 10 号、2013 年、22–37 頁。

⁷ 中共中央文献編輯委員会編『鄧小平文選第二卷（1975–1982）』人民出版社、1983 年、40 頁。

⁸ 段躍中『現代中国人の日本留学』明石書店、2003 年、62 頁。

⁹ 曹国興、2009、「高等教育国际合作与交流的艱難歷程」http://www.edu.cn/edu/gao_deng/zhuantie/gj30years/ksjs/200907/t20090703_388874_1.shtml（参照 2020 年 10 月 2 日）

¹⁰ 1950 年から 1977 年まで派遣された留学生の数は 11915 人、1978 年から 1988 にかけての派遣数は 30768 人であると、筆者は下記の二つの著作のデータに基づき算出したのである。中国教育年鑑編輯部編、前掲。陳学飛『留学教育的成本和收益—我国改革開放以来公派留学效益研究—』教育科学出版社、2003 年。

¹¹ 王雪萍「改革開放初期の中国政府派遣留学生—日本への国費派遣留学生を中心に—」慶應義塾大学政策・メディア研究科 2007 年度、博士論文。

このような大きな方針転換は勿論、改革開放と国際情勢の影響を受けた結果¹²ではあるものの、ほかの原因もいくつか存在すると考えられる。その中でも、個人レベルにおいて指導者の役割を看過することはできない。

鄧小平は実務主義で新しい情報に対する受容性が高く、意思決定環境に対する柔軟性を持つことから、毛沢東と異なった外交姿勢を見せていました¹³。そして、鄧が中国の国家利益を再定義することによって、米中国交正常化まで推し進めた¹⁴。一方、内政面では改革開放初期の教育改革をめぐり、鄧は党内において抵抗を受けていたにも関わらず、教育改革を徹底的に実施して古い毛沢東思想を持つ指導者たちの認識を入れ替えるために政治闘争を闘っていく覚悟をしていました¹⁵。この「改革開放の総設計師」は、中国歴史及び中国共産党史において偉大な人物と評価されており、改革開放初期における内政と外交の主導権を握った指導者であったため、留学生政策の決定過程において果たした役割を考察することが求められているのではないだろうか。特に、トップダウンの方式¹⁶で行われていた留学政策決定においては、鄧の果たした役割が大きかったと想定できるであろう。

しかし、これまでの留学生政策の変容に関する研究の多くは国家レベルの分析に止まっており、留学生派遣史及び特定の国を分析対象にしたもののが多かった。例えば、改革開放後における中国の留学生政策の全貌を捉える先行研究には、中国における苗丹国、李喜所、于富增らの研究がある。これらは留学政策史の視点から中国の国際交流政策を考察している¹⁷。日本では白土悟¹⁸の研究があるが、これは多くの一次史料を訳して引用し、留学生政策の変遷から国家発展戦略モデルを分析した総合的な検証を試みている。以上のような研究を踏まえた上で、特定の国への留学生派遣を考察した代表的な研究者として王雪萍が挙げられる。王は日本に留学した留学生個人の意思や要求を主眼にボトムアップ的な要素が留学生政策の変容にどのような役割を果たしたのかを考察してきたため、彼女の研究は画期的であると評価できる¹⁹。しかし、王は指導者の役割について言及せず、あくまで国家レベルの分析に止まっている²⁰。また、アメリカの学者である陸丹尼も大量の一次史料を利用して、国費留学生政策と私費留学生政策という二つの手がかりから、年代別に 1980 年代の留学生政策の変遷を考察した²¹。本論文は、まさに陸の研究をもとに発展させてきたものである。しかし、陸の研究は政策変容の結果を考察したが、その原因、特に指導者の役割については、言及しなかった。同じ問題が苗の研究にもある²²。夏杏珍²³と楊燕²⁴の研究は鄧小平に着目しているが、前者は主に鄧が 1977 年に教育戦線の「撥乱反正」に果たした役割を分析しており、後者は改革開放初期に留学生派遣の扉が開いた際の鄧小平の役割を考察している。いずれも時間の幅が短すぎて、鄧が 80 年代、さらに 90 年代における留学生政策の変容に果たした役割を完全に反映することはできない。

¹² 苗丹国・楊曉京「改革開放初期出国留学政策的形成和調整」『廣東社会科学』第 5 号、2008 年、11-17 頁。

¹³ Qingmin Zhang, "Towards an Integrated Theory of Chinese Foreign Policy: bringing leadership personality back in", *Journal of Contemporary China*, 23:89, 2014, pp. 902-922.

¹⁴ Kazushi Minami, "Re-examining the end of Mao's revolution: China's changing statecraft and Sino-American relations, 1973-1978," *Cold War History* 16(4), 2016, pp. 359-375.

¹⁵ エズラ・F・ヴォーゲル（益尾知佐子・杉本孝訳）『現代中国の父 鄧小平（上）』日本経済新聞出版社、2013 年、313-318 頁。

¹⁶ 中国の留学生派遣政策の基礎は、1950 年代から 1960 年代の文革開始前までの時期に確立されたため、国家の意思を重視し、留学生個人の意思をほとんど考慮しない制度が構築されることになったため、政策決定過程に関して、トップダウン型であると考えられる。王雪萍、前掲「中国の国費留学生派遣政策の変容と留学生の選択—国家の意思と留学生個人の意思との攻防—」、35 頁。

¹⁷ 王雪萍、前掲「改革・開放後の中国『国家公費派遣留学生』派遣政策の変遷」、20 頁。

¹⁸ 白土悟『現代中国の留学政策—国家発展戦略モデルの分析—』九州大学出版会、2011 年。

¹⁹ 王雪萍、前掲「中国の国費留学生派遣政策の変容と留学生の選択—国家の意思と留学生個人の意思との攻防—」、22-37 頁。

²⁰ 王雪萍、前掲「改革・開放後の中国『国家公費派遣留学生』派遣政策の変遷」、19-32 頁。

²¹ 陸丹尼「20 世紀 80 年代中国留学政策の演変」李喜所主編『留学生与中外文化』南開大学出版社、2005 年、399-419 頁。

²² 苗丹国・楊曉京、前掲、11-17 頁。

²³ 夏杏珍「鄧小平与教育戦線の撥乱反正」『当代中国史研究』2004 年 7 月第 11 卷第 4 期、50-58 頁。

²⁴ 楊燕・徐軼杰「鄧小平与改革開放初期の留学教育工作」『歴史教学問題』2015 年第 4 期、11-17 頁。

以上のことから、鄧小平に注目した研究は少ないか、あるいは不十分であるため、改革開放後の留学生政策の変容の原因については、さらに研究する必要がある。そこで本研究では、『鄧小平年譜』²⁵や『鄧小平文選』²⁶等に加えて留学生政策に関する中国側の公式文書といった一次史料を用い、その中で鄧小平が教育政策、特に留学生政策について論じた部分を精査する。その上で、歴史的観点から、鄧が留学生政策の改革に着手した 1977 年から「南巡講話」の影響を受けその政策に画期的な変化が生じた 1996 年にかけての期間に焦点をあて、鄧小平と留学生政策の変容との関係性を分析する。

本文は序論及び結語のほか、三章から構成される。第二章では、留学生政策が正式的にスタートされる前の 1977–1978 年に、鄧小平が各種の政策によって毛沢東時代のイデオロギー的な壁を乗り越え、アメリカへの留学生派遣を開始した歴史の流れを整理する。第三章では、さらに 1979–1980、1981–1983、1984–1986 及び 1987–1990 の四つの時期に分け、80 年代における留学生政策の収縮と鄧小平との関係性を分析する。つまり、鄧が 80 年代の国内外情勢を受けて留学生政策を変容させる経緯について検討する。第四章は、鄧小平がすでに引退した 1990 年代に着目し、彼の影響を受けた留学生政策の法制化と制度化について考察する。結語では、全体のまとめ及び鄧小平の役割を踏まえて今後の課題を展望する。

これまでの研究は中国留学生政策の変容過程に関心を寄せたが、本研究はその変容を促した原動力の一つである指導者の役割を視野に入れる。鄧小平の役割に注目して改革開放後における中国留学生政策の展開及び方針転換を解明する本文の分析枠組みは、リーダーシップを研究の中心に据え、ほかの影響要因も無視せず、現代中国の留学生政策ないし対外政策をより全面的に把握することができるであろう。

2. 留学生政策への助走 1977–1978

1978 年以降の大規模留学派遣は決して一夜にして成し遂げられたものではない。教育事業は留学生派遣に関わる改革開放の重要な一環ではあるが、1966–1976 年の文化大革命において教育面での「極左」思想が強かったため、大きな被害を受けた。1975 年、鄧小平は「教育部門に起きている危機は現代化の足を引っ張った」と教育改革をしようとしたが²⁷、「四人組」との権力闘争で失脚してしまった。1977 年 7 月 17 日に、華国鋒の「二つのすべて」に挑戦することによって復活した鄧小平は、第十期三中全会で 1976 年 4 月 5 日以前に就いていたすべての職務に公式に復帰することになった。この度、鄧小平は自分が「後方勤務」²⁸の面倒を見るのだと言ったが、「華国鋒主席と葉劍英副主席の手助けをするために」科学と教育の指揮をとるとした²⁹。また、7 月 23 日に、彼は「留学生を海外に派遣して勉強させる」との意見を出し、教育改革をしようとする姿勢を再び見せていた。

2.1：教育戦線の「撥乱反正」

鄧小平の教育改革の前ぶれとなったのは教育戦線の「撥亂反正（乱れた世の中を治めて、正常な世に戻すこと）」であった。1977 年 5 月、鄧小平は「知識を尊重し、人材を尊重する」と題した談話を

²⁵ 中共中央文献研究室編『鄧小平年譜 1975–1997』中央文献出版社、2004 年。

²⁶ 中共中央文献編輯委員会編、前掲『鄧小平文選第二卷（1975–1982）』。中共中央文献編輯委員会編『鄧小平文選 第三卷』人民出版社、1993 年。

²⁷ 中共中央文献研究室編『鄧小平論教育』人民教育出版社、1995 年、25 頁。

²⁸ 中共中央文献編輯委員会編、前掲『鄧小平文選第二卷（1975–1982）』、98 頁。

²⁹ 中共中央文献研究室編『鄧小平年譜 1975–1997（上）』中央文献出版社、2004 年、164 頁。

発表し、「知識と人材を尊重する雰囲気を党内に作らねばならない。知識分子を尊重しないという誤った思想に反対しなければならない。頭脳労働であれ肉体労働であれ、労働だ。頭脳労働に従事する人も労働者である」と、人材の尊重を強調した³⁰。この談話は、新時期の科学技術政策と知識人政策の指導思想と基本方針を提出したものである³¹。次に、鄧小平は1971年に「四人組」が作った『全国教育工作会议紀要』(以下、『紀要』と略す)にある「二つの推定」³²が「極左」思想の核心であり、それを打倒することは「撥乱反正」の突破口でならなければならないとの認識を示した³³。

そのため、1977年8月8日に開催された科学・教育工作座談会で、鄧小平は建国後17年の「毛沢東同志の教育における主導的な思想と知識分子問題における主導的な思想をはっきりと説明しなければならない」と主張し³⁴、「この17年間、多くの知識分子は科学者であれ教育者であれ、毛沢東思想の輝きの下に、党の正しい指導の下に、勤勉に働き、努力して大きな成果をあげたことを認めるべきだ」と、文化大革命前の毛の教育方針を「正しい毛沢東思想」で評価して知識人の役割を肯定する姿を見せていました。同会議で、文化大革命の間、中断されていた「大学・専門学校統一入学試験」(以下、「入学試験」と略す)の再開も決定された。これは将来の留学生選抜の基礎となった。この「八八談話」は中国の教育事業、特に高等教育事業の発展に大きな影響を与え、中国の教育発展史においてきわめて大きな意義を持っている³⁵。

9月19日、鄧小平は「教育戦線の撥乱反正問題」を題とした談話を発表し、『紀要』を名指しで批判し、「二つの推定」に対して直接反駁した。この談話を受け、11月18日に中華人民共和国教育部(以下、教育部と略す)は『紅旗』雑誌で「教育戦線の大論戦—『四人組』が作り上げた『二つの推定』を批判する」との文章を発表した。当時、発表にあたって、鄧小平はこの二万字近くの文章を一字ずつ4回も繰り返して読んでおり、建設的な意見を出そうとしたようである³⁶。

鄧小平が教育戦線での「撥乱反正」を進めることで、教育界を文化大革命時期の桎梏から解放した。これにより、華人学者を通じて留学生派遣の序幕を開くという次の計画を進める環境が整ってきた。

2.2：華人科学者との関わり

前述のように、1977年5月に、知識と人材尊重をはじめとした教育戦線の「撥乱反正」が始まった。その後、8月8日の科学・教育工作座談会で鄧小平は、外交部が報告した華人学者の帰国問題について言及し、華人学者の受け入れは留学生派遣と同じく科学技術を発展させるための重要な一環であると強調した³⁷。

1977年8月17日、鄧小平は帰国した中国系アメリカ人の物理学者である丁肇中と面談を行った際、「まず数人を丁肇中の研究室に派遣して勉強させる。外国の条件を用いて、我々の科学的研究者を育成する」と言い、丁肇中に中国の学生をアメリカに連れて行って勉強させるように依頼したのである³⁸。最終的に、双方は丁肇中の研究室に年に10人を派遣することに合意した³⁹。また、10月10日に、鄧

³⁰ 中共中央文献研究室編、前掲『鄧小平論教育』、27頁。

³¹ 葉如根『方毅伝』人民出版社、2008年、537頁。

³² 「二つの推定」は文化大革命前の17年の教育活動に対する基本的な推定であり、新中国成立後17年の教育活動を否定した。つまり、この17年の教育活動は「ブルジョア的」であり、知識人の多くは「ブルジョア的」であるという「二つの推定」である。王進、前掲、164頁。

³³ 夏杏珍、前掲、50頁。

³⁴ 中共中央文献研究室編、前掲『鄧小平論教育』、30頁。

³⁵ 何東昌『中華人民共和国教育史綱』海南出版社、2002年、280頁。

³⁶ 同上、282頁。

³⁷ 中共中央文献研究室編、前掲『鄧小平論教育』、40頁。

³⁸ 楊燕・徐軼杰、前掲、96頁。

³⁹ 耕濤・小東『丁肇中伝』湖北人民出版社、2008年、198頁。

小平は中国系アメリカ人の物理学者である鄧昌黎と面談を行って、鄧昌黎の研究室への留学生派遣について話し合った時に、「なるべく早く留学生を派遣する」と述べた⁴⁰。

このように、鄧小平は米中國交が樹立していない中、華人科学者をはじめとする米中間のパイプラインを用いて、彼らに中国の学生を海外に連れて行ってもらうという形で留学生派遣の序幕を開いたのである。このような交流活動により鄧は改革開放の決意を国際社会に示しながら、海外の華人科学者の帰国を促し、留学派遣に積極的な影響をもたらしてきた。

2.3：大規模な留学生派遣との呼びかけ及び米中留学生交流の打開

丁肇中らの華人科学者から協力を得た鄧小平は、ひとまず特定領域への留学生派遣に成功したものの、「四つの現代化」⁴¹を実現するには十数人程度の留学生派遣がまだ不十分のため、大規模な留学生派遣を行おうとしていた。したがって、1978年6月23日、鄧小平は清華大学で「撥乱反正」の報告を聞いた際、大規模な留学生派遣の開始を呼びかけ始めた。ここで鄧小平は、国費留学生の派遣規模を年間3~4000人に増大させようと提案した⁴²。

同時に、アメリカを一番重要な留学生派遣の対象国とみなす鄧小平は、自ら米国への初留学生派遣の交渉に積極的に関与してきた。当時、大規模な留学生派遣にとっての壁は米国との国交樹立であったが、できるだけ早く留学生派遣を始めようとした鄧小平は米中國交樹立に力を注ぐとともに、留学生派遣に取り組んでいった⁴³。そして、アメリカ側にも留学生交流を用いて米中國交樹立を達成しようという思惑があったため、双方の考えは一致していた⁴⁴。

1978年7月6日、カーター大統領科学顧問のフランク・プレス (Frank Press) が科学者代表団を率いて訪中した。10日、鄧小平と代表団は会見を行い、会見中鄧小平が当面アメリカ側に700名の中国留学生を、将来数万人の中国留学生を受け入れるように提案した。この会見は、鄧小平が今回の科学技術交流における中国側の主要な意思決定者であることを明らかにした⁴⁵。

プレス代表団は帰国後、中国側にアメリカを訪問するよう要請し、米中の留学生交換について話し合いを続けたい意思を表した。この要請に応じて、10月7日に中国教育代表団がアメリカに到着し、交渉を始めた。しかし、「一語違い（台湾問題）」⁴⁶をめぐり、双方の話がまとまらなかつたため、交渉がうまく進まなかつた。

当時、中国代表団の一人は、中国大陆の学生を台湾の学生に接触させず、台湾の新聞や雑誌などにも触れさせないようにすることをアメリカ側に要求した。これはアメリカ側にとって受け入れられない要求である。そこで交渉は難航したため、翌日に再開することになった。しかし、翌日になって中国代表団の態度は180度変わったようである。当時の交渉に臨んだリチャード・C・アトキンソンは「私たちちは翌朝会った。誰も非常に機嫌が良くて快適だったが、『一語違い』については一言も出さず、すぐに正式な政府間協定に署名した」と回想していた⁴⁷。

このような大きな姿勢転換は、特に台湾問題という主権に関わる所謂「核心問題」における中国側からの譲歩であり、意外であると言わざるを得ない。しかし、この交渉についての記録が中国側の文

⁴⁰ 中共中央文献研究室編、前掲『鄧小平年譜 1975-1997（上）』、219頁。

⁴¹ 中国における工業の近代化、農業の近代化、科学技術の近代化、国防の近代化のこと。

⁴² 王雪萍、前掲「改革・開放後の中国『国家公費派遣留学生』派遣政策の変遷」、19頁。

⁴³ エズラ・F・ヴォーグル、前掲、477頁。

⁴⁴ Richard C. Atkinson, "Recollection of Events Leading to the First Exchange of Students, Scholars, and Scientists between the United States and the People's Republic of China," 2012, p.1.http://rca.ucsd.edu/speeches/Recollections_China_student_exchange.pdf (参照 2020年11月6日)

⁴⁵ 錢寧『留学美国』浙江文艺出版社、2003年、15-16頁。

⁴⁶ 「一語違い」は「People's Republic of China」と「Republic of China」における「People's」の有無を指す。Atkinson, op. cit., p. 3.

⁴⁷ Ibid., p.3-4.

献にはほとんど残っておらず、なぜ急に妥協したかについて未だに不明である。ただし、代表団は鄧小平の指示を得てから譲歩することにしたと推測できるであろう。なぜなら、同年7月9日、米中国交樹立の交渉の中、鄧小平は下院外交委員会のレスター・ウルフ委員長が率いる米国議会代表団に対し、「台湾との民間関係の全面的維持を認める日本方式の受け入れは、中国にとってすでに譲歩にあたる」と述べ⁴⁸、その後、10月22日から日本を訪問した際、「アメリカとの関係正常化が日本方式に沿った合意の上でなされるのであればこれを実現したい」とも述べたからである⁴⁹。それのみならず、経済発展に主眼を置いて先進国からの協力を望む鄧は、そのうち、12月の米中国交正常化の交渉においても、一時的にアメリカによる台湾への武器売却問題を回避して、まず米中関係正常化問題の解決に努めた姿勢もその証拠の一つであろう⁵⁰。

その結果、双方は米中の交換留学に関する事項が口頭により諒解され、交渉に終止符を打った。その「口頭による諒解」(Understanding on Educational Exchange)は「中国は1978年から1979年に総数500人から700人の学生と研究者をアメリカに派遣する。双方は両国の大学研究機関や研究者の間で直接接触することを奨励する」と書かれており⁵¹、1979年1月に訪米した鄧小平とカーター大統領が署名した「米中科学技術合作協定」の一部となった。これは1979年以降における中国による米日欧への大規模な留学生派遣の土台となった。

3. 留学生政策の激変期 1979–1990

1978年以降、中国の留学教育事業は急速な発展を遂げたが、文革から残ってきた一部の旧い留学生政策は留学事業の発展を妨げることになった。そのため、鄧小平は留学生政策の改革に取り組んでいた。しかし、改革開放の拡大につれ、1980年以降、以前中国政府が注目しなかった私費留学問題が浮かび上がってきた。国費と私費留学政策の問題を同時に解決しなければならなかつたため、中国の留学生政策は80年代を通じて波乱万丈な時期を過ごした。しかも、その時、改革派と保守派の闘争が激しくて中国国内の情勢も激変しており、一見順調に進んだ改革開放は実際にはかなり揺れていた。留学生政策は勿論この影響を受けて変容し始めた。こうした中、留学生政策が引き締められたり、緩められたりすることが多々あったのであるが、鄧小平は具体的にどのような役割を果たしたのか。

本章では、1979–1980、1981–1983、1984–1986及び1987–1990の四つの時期に分けて鄧小平の役割を論じていく⁵²。

3.1: 1979–1980 個人意思尊重、国費留学生派遣拡大期

1978年以降、中国の留学政策は改革を迫られていた。なぜなら、一部の旧政策は留学事業の発展を妨げることになったからである。例えば、当時の留学生の海外経費使用制度は、1975年に公布された「海外教師・留学生への試行派遣経費に関する暫定規定」に基づいて実施されていた。この規定により、留学生は10元相当の現地通貨しかもらはず⁵³、そして海外で受給された奨学金を現地の大使館に

⁴⁸ エズラ・F・ヴォーゲル、前掲、482頁。

⁴⁹ 同上、484頁。

⁵⁰ 当時の交渉に臨んだ中国駐米国連絡処大使である韓叙は、「国交正常化の際、台湾への武器売却問題を解決できなかつたことは中国側が国交正常化のために払った最大の代価だといえる」と述べた。詳細は、阮虹『一个外交家的经历—韓叙伝—』世界知識出版社、2004年、208頁。

⁵¹ 白土悟、前掲、204頁。

⁵² この分け方は陸による1981–1983、1984–1986、1987–1989という年代区分を踏まえて発展したものである。詳細は、陸丹尼、前掲、399–419頁。

⁵³ 李滔、前掲、721–722頁。

上納しなければならない。それのみならず、留学生の管理制度も改革開放前に確立された厳格な政策で実施されている。これらの改革開放以前の留学生政策はほとんど留学生の意思を考えず、トップダウン式で作られたのである。

しかし、改革開放後の鄧小平は、前章で述べた「尊重知識、尊重人材」に加え、「民主主義」まで掲げ始めた。1978年12月、彼は「解放思想、实事求是、一致団結して前向き」を題とした演説（以下、「解放思想演説」と略す）において、「革命政党（中国共産党）は、人民の声が聞こえないことを恐れ、最も恐れるのは静まり返っていることである」と述べ、個人意思を尊重する姿勢を見せた⁵⁴。これに伴い、以前のような国家の意思を重視し、留学生個人の意思をほとんど考慮しない留学生政策がどのように変わっていったのか。本節は国費留学生の海外における管理制度、生活費や奨学金問題を取り上げて論じる。

3.1.1:管理制度の緩和

管理制度面においては、鄧小平は、1978年6月の「清華談話」の中で、すでに以前の中国政府が確立した厳格な留学生管理制度の緩和を促したが、その提案は、従来の中国における留学生政策の理念とは異なっていたためか、政策緩和が直ちにもたらされたわけではない⁵⁵。

日本に派遣された国費留学生の張紀濤による次の回想から、当時の留学生たちはどれほど厳しい監視の下に置かれていたのかが窺える。

「私たちは行動の自由がなかった…当時の国内の外事紀律は海外にも適用され、学生の脱出を防ぐためには『2人で同行しなければならない』と規定されていた。」⁵⁶

1978年10月、訪日中の鄧小平は、張が強制帰国を覚悟の上で書いた嘆願書を受け取った。その嘆願書に大使館の厳しい管理への批判が書き込まれた。しかし、鄧小平はその場で留学生の意見を受け入れ、管理制度緩和の意思を表した⁵⁷。これを受け、1979年6月3日、教育部、国家科学委員会と外交部は連名で試行版の「出国留学人員の管理教育業務に関する暫定規定」と「出国留学人員守則」を各国の中国の大使館と領事館に配布し、留学生の管理制度を変更した。新しい規定は「留学人員を1か所に集めさせ、消極的に防御し、厳しく制限していた方法を改める。彼ら自分で自分を教育させ、自分で自分を管理させるようにする…できるだけ留学人員を学校や外国人の家に居住させ、彼らと外国人教師、学友、現地社会との接触を増やさせ、交流を強化させ、友誼を増進させる」と規定し、中国人留学生に対する管理を緩和した⁵⁸。

3.1.2:生活費増加

派遣された留学生数の増加に伴い、留学管理の問題だけではなく、経費問題で世界中の中国留学生が中国政府に苦情を訴えていた。前述した嘆願書には中国人留学生の日本での厳しい留学生活の状況が述べられるとともに、中国政府に留学環境の改善に向けた生活費の増額を要求した。当時の留学生の生活費がどれほど少なかったのかについて、張は「1978年に授業料、宿泊費を大阪の総領事館が支払ってくださった以外に、私たちは毎月3万円の食費と20元（1978年1元≈120円）の小遣いしかも

⁵⁴ 中共中央文献編輯委員会編、前掲『鄧小平文選第二卷（1975–1982）』、144頁。

⁵⁵ 王雪萍、前掲「改革開放初期の中国政府派遣留学生—日本への国費派遣留学生を中心にして」、31頁。

⁵⁶ 張紀濤「首届国家公派赴日留学生的歷史記憶」廖赤陽主編『跨越疆界—留学生与新華僑』社会科学文献出版社、2015年、116頁。

⁵⁷ 張紀濤、前掲、120頁。

⁵⁸ 王雪萍、前掲「改革開放初期の中国政府派遣留学生—日本への国費派遣留学生を中心にして」、31頁。

らえなかつた。つまり、当時私たちが自分で使えるのは約 2400 円のお小遣いだけだ。でも、2400 円でコーヒーを 5 杯しか買えず、全然足りなかつた」と回想した⁵⁹。

これについて鄧小平はその嘆願書に「留学生の待遇を改善するよう関係機関に検討してほしい」との指示を書き添えた⁶⁰。その後、鄧小平は「留学生の生活費が少なすぎて、外国人学生と付き合うことができない。この問題は解決しなければならない」と指摘した⁶¹。しかし、1979 年 5 月 30 日、ドイツに留学していた作家の老舗の娘である舒雨も、中国政府に手紙を書いて小遣い不足の問題を指摘した。6 月 6 日、鄧小平は「方毅（当時国务院副総理）同志が関係部門と協議し、具体的な改善方法を提示し、速やかに実行に移してください」と指示を出した⁶²。これを受け、8 月 8 日、教育部、財政部、国家科学委員会及び外交部は「外国留学人員経費支出規定（外国経費部分）」という通知を発し、「研修員に毎月 40 元相当の現地通貨を送り、大学院生には 30 元相当の現地通貨を支給し、学部生には 25 元相当の現地通貨を支給する」と規定する⁶³。

この新しい「規定」は留学生の生活水準を高め、学生の意思が尊重されていたことを反映するものであると考えられる。

3.1.3: 奨学金の不徴収

先述した舒雨は生活費不足の問題を指摘しただけでなく、当時の奨学金徴収の規定についても批判した⁶⁴。また、中国科学院から派遣された留学生は海外で徐々に奨学支援を受け、その金額も次第に増えていき、1978 年 9 月から 1979 年 12 月までの 1 年余りで、136 万ドルの奨学金と援助金を受け取った⁶⁵。しかし、その後も奨学金や援助金が 400 ドルを超えると余った分を納めるようになっており、奨学金問題は尾を引いていた⁶⁶。

1979 年 6 月 6 日、國務院副総理方毅から奨学金問題に関する報告を聞いた鄧小平は直ちに報告の意見に賛成し、留学生の海外で得た奨学金はすべて留学生に委ねることを決めた⁶⁷。しかし、いくつかの在外公館の留学生管理機構は直ちに異議を申し立てた。彼らは「留学生の待遇が大使館員よりも、大使よりも良くなる」という理由で、奨学金の不徴収に賛成しないと主張した⁶⁸。

9 月 30 日、華人科学技術者である李政道は、手紙で方毅に奨学金徴収という不思議なやり方についての驚きを示した。鄧小平はこれに关心を持ち、10 月上旬に李政道の手紙に「李政道の意見は正確だ。方毅同志が関係部門を集めて討論して、今の不適切なやり方を変えてほしい」と指示を書いた⁶⁹。その後、教育部の蔣南翔部長が 1980 年 1 月から 2 月にかけて 2 回の会議を開き、奨学金徴収の問題について議論した後、教育部をはじめとする関係部門は「655 号報告⁷⁰の実施方法について」を発表した。

⁵⁹ 張紀濤、前掲、116 頁。

⁶⁰ 同上、120 頁。

⁶¹ 中共中央文献研究室編、前掲『鄧小平年譜 1975-1997（上）』、509 頁。

⁶² 葉如根、前掲、589 頁。

⁶³ 国家教委留学生司編「出国留学人員経費開支規定（国外経費部分）」『出国留学工作文件匯編（1978-1991）』群衆出版社、1992 年、723 頁。

⁶⁴ 葉如根、前掲、589 頁。

⁶⁵ 張延齡「改革開放初期我所從事的留学工作的若干往事」「國際科技合作征程」編輯部編『國際科技合作征程 第四輯』科学技術文献出版社、2009 年、340 頁。

⁶⁶ 同上。

⁶⁷ 当時、外交部、財政部、国家科学委員会などの関係部門の指導者を集めて会議を行った結果、方毅は「外国が援助しているのは留学生で、私たちの政府ではない。私たちは奨学金の一部も徴収すべきではない」という結論に至った。葉如根、前掲、589 頁

⁶⁸ 同上。

⁶⁹ 中共中央文献研究室編、前掲『鄧小平年譜 1975-1997（上）』、566 頁。

⁷⁰ 「海外留学生、訪問研究者に対する奨学金及び助成金の取扱い方法の変更に関する報告（655 号報告）」は「海外に派遣された留学生や訪問学者は、外国から受給された奨学金、生活費または助成費などをすべて自分で使用する」と規定している。国家教委留学生司編、前掲、727 頁。

「実施方法」では、本人は所得奨学金、援助費の一部分だけを残すことができ、大部分は上納しなければならないと規定している⁷¹。実際、この新たな政策は奨学金と援助費の徴収を依然として禁じていなかったため、海外での反発を引き起こした。これを受け、鄧小平は「この問題は複雑ではないが、外交、教育、財政部門がずっと意思疎通ができるおらず、本当に理解しにくい」と指摘した⁷²。

1980 年 9 月、万里副総理は教育部、財政部、外交部などの六部門委員会会議で在外公館の奨学金徴収を猛批判した。9 月 15 日、國務院は直接「海外留学生、訪問研究者が受ける奨学金及び助成金の実施方法の修正に関する通知」を発し「実施方法」が不適切だと指摘し、奨学金と助成金は一律に本人の支配に委ねるよう修正した⁷³。このように、1979 年 5 月から 1980 年 9 月までの一年余りの時間がかかって、鄧小平の度重なる指示を受け、國務院は何回かにわたって会議した結果、留学事業の未来に関わる奨学金徴収問題がようやく解決された。

以上のように、鄧小平は留学生の意見を聞いた上で、管理制度の緩和、生活費の増額や奨学金の不徴収に努めて、不適切な留学生政策の改革に成功した。これらの改革は鄧小平が改革開放後、個人意思尊重を主張し続けた産物であると言っても過言ではない。このような主張は、鄧による「解放思想演説」から 1980 年 8 月 18 日の「党と国家領導制度の改革」を題とした演説（以下、「818 演説」と略す）を経て頂点に達した。「818 演説」の中で、鄧小平は自国の幹部たちを厳しく弾糾して、民主主義に肯定的な評価を与えていると「解放思想演説」の理念を引き継いだ⁷⁴。よって、1978 年の「解放思想演説」から 1980 年の「818 演説」にかけての約 2 年の間に、鄧小平は個人が尊重される民主主義に肯定的な姿勢を保っていることから、彼が留学生個人の意思を聞いて留学生政策の改革に取り組むのも当然であろう。

この時期に、資金面に問題がなければ、鄧小平はできるだけ自由な環境を作つて数多くの留学生を派遣しようとした⁷⁵。これは、当時の「各々の道を通じて、できるだけたくさん留学生を派遣することに全力を尽くす（広開渠道・力爭多派）」という留学生派遣の方針にも相応しいと考えられる。だが、留学派遣が再開された最初の数年間は、留学生のほとんどが国費で派遣されたため、公的な留学の機会が得られず、私費留学を希望する人に対しては、統一された政策や規定が存在しなかつた。

3. 2: 1981–1983 自由化傾向抑制、私費留学制限期

前述のように、鄧小平が直接関与した結果、1980 年末までに不適な旧政策がほとんど改革された。また、この時点では、中国の留学生派遣はすでに 2 年間実践して、いくつかの成功の経験と失敗の教訓を蓄積したため、留学の問題点をどう改善するか、政府は考え始めた。しかし、この時期に改革開放の拡大に伴う自由化の動きが出て、以前中国政府が注目しなかった私費留学生問題が浮かび上がってきた。これに対して中国政府は政策を出し始めた。よって筆者はこれから私費と国費⁷⁶に分けて、それぞれ分析していく。ただし、1981–1983 年の間、国費留学生政策の改革については鄧小平ではなく、ほとんど教育部の関係者が関与して派遣される学生の割合の調整を行つただけであるため、派遣の自由度には特に変わりなく、本節では省略する⁷⁷。

⁷¹ 楊燕・徐軼杰、前掲、98 頁。

⁷² 張延齡、前掲、342 頁。

⁷³ 張延齡、前掲、343 頁。國家教委留学生司編、前掲、734 頁。

⁷⁴ エズラ・F・ヴォーゲル（益尾知佐子・杉本孝訳）『現代中国の父 鄧小平（下）』日本経済新聞出版社、2013 年、236 頁。

⁷⁵ 陸丹尼、前掲、402 頁。

⁷⁶ これまでの研究は、国費派遣留学生、単位（所属機関）派遣留学生、高校派遣留学生とあるように機関別に留学生の身分を定義することがあり（詳細は、王雪萍、前掲「改革・開放後の中国『國家公費派遣留学生』派遣政策の変遷」を参照）、本文では上記のような国家財政を受け派遣される学生は、すべて「国費留学生」と見なす。これ以外の学生は、「私費留学生」である。

⁷⁷ 詳細は、陸丹尼、前掲、403–405 頁を参照。

3. 2. 1: 私費留学生政策

1979年年末、鄧小平は新疆出身の私費留学生の件で、「国費私費、一視同仁(両者の重要性を同一視する)」との指示を出した⁷⁸。これを受け、1980年の末、教育部、公安部、外交部など七部門が合同で開いた海外留学人員工作会議で私費留学政策を検討した結果、「私費留学に関する暫定規定」を國務院に提出した。1981年1月14日、國務院はこれを承認し、ひとまず私費留学制度の空白を埋めた。

この規定では、各分野の第一線で活躍する中核的人物の私費留学については、国費留学と同一の手続きで取り扱うと規定している。これを除けば、私費留学生は高校や大学の文化水準を持ち、外国人の友人がその出国勉強期間の全部の費用を負担する保証書と入学の許可書を有することが私費留学の申請資格の条件であった。つまり、以上の条件を備えていれば、誰でも私費留学を申請することができる⁷⁹。これは前述した改革開放後の個人尊重という精神に相応すると言える。

この初めての私費留学に関する規定からすると、80年代初頭、中国政府は私費留学に対する態度がかなり寛容であった。政府は私費留学に対してはそれほど熱心ではないが、少なくとも阻止しようとするのではなく、できるだけ公的管理の下に置いておくだけであった⁸⁰。この時点では、鄧小平の基本的な態度は、依然としてできるだけ多くの留学生を外国に派遣するということであった。

しかしながら、変化が生じたのは1981年7月からであった。1981年7月17日、「818演説」後の自由化の動きがもたらしてきた、大衆による中国共産党批判に気づいた鄧小平は「思想戦線上の問題に関する談話」を行った。同談話のテーマの一つは、『苦恋』への攻撃ということであった。『苦恋』は「818演説」に伴う「大鳴大放」⁸¹の一つである「傷痕文学」⁸²の代表作である⁸³。

1981年7月17日、『苦恋』を見た鄧小平は、この映画が「共産党と社会主義体制が悪い」という印象を与えていると断言し、映画の完成度が高いからこそより危険だと述べた⁸⁴。また、この映画に対する鄧小平の批判として、爱国的でない、という言葉がでてきた⁸⁵。この映画の情景に即していようと、海外へ脱出するという具体的な行為に対して、敏感な反応があるのではないかということである。海外へ脱出することは、爱国的な知識分子のるべきことではない、という禁忌がそこにはある⁸⁶。このように、鄧小平は『苦恋』への批判に主眼を置いたにも関わらず、どうやら私費留学への懸念も増えたようである。

そのため、1981年9月、教育部は各省、市、自治区高教（教育）庁（局）と関連大学に対し、國務院が1月に出した「私費留学に関する暫定規定」の補足としての「在学大学院生の私費留学問題に関する通知」を発し、私費留学に制限をかけた。同通知は次のように規定している。

「国内で育成する大学院生は、国内で学業を完成させるべきである。学習期間の大学院生（その年に修了する大学院生を含む）は、途中で学習を停止し私費留学を申請してはならない。育成機関（培養単

⁷⁸ その私費留学生は、国費留学生ではないために不公平な扱いを受けて悩んでいると方毅に訴えた。詳細は葉如根、前掲、591頁。

⁷⁹ 陸丹尼、前掲、406頁。

⁸⁰ 同上。

⁸¹ 「大鳴大放」は「百家争鳴、百花齊放」に由来し、人民大衆の言論の自由を指していた。鄧小平は「思想戦線上の問題に関する談話」において「この間、『大鳴大放』をさせたが、多くの言葉が1957年一部の反社会主義的な言論よりひどい」と述べた。中共中央文献編輯委員会編、前掲『鄧小平文選第二巻（1975-1982）』、389-393頁。

⁸² 傷痕文学は「新时期」に現れた文学潮流で、「四人組」と文化大革命を批判するのを主な目的とした。曠新年「1976：“傷痕文学”的発生」『文芸争鳴』、2016年、9頁。

⁸³ 『苦恋』の脚本は1979年9月に雑誌『十月』に掲載された。この映画は鄧小平を怒らせたシーンとして、出国を希望するのに主人公である父親からの許しを得ない娘は、父親に言い放った「父さんはこの国を愛している。いつまでもこの国に恋い焦がれている。でも、この国は父さんを愛してくれているの？」というところにある。詳細は、エズラ・F・ヴォーグル、前掲『現代中国の父 鄧小平（下）』、241-242頁。

⁸⁴ エズラ・F・ヴォーグル、前掲『現代中国の父 鄧小平（下）』、242頁。

⁸⁵ 中共中央文献編輯委員会編、前掲『鄧小平文選第二巻（1975-1982）』、392頁。

⁸⁶ 竹内実「映画『苦恋』批判をめぐる考察」『アジアオタリ』アジア調査会、1981年、2-15頁。

位)はこの申請を承認したり、学業成績証明書を発行したりしてはならない。私費留学者には、退学を許可し、学校、または研究機関は学歴証明のみを発行し、学業成績証明書を発行しないこと。」⁸⁷

この通知はまず、在学中の大学院生の私費留学に制限を設け、彼らが勝手に学業を中断して海外留学することをさせないものの、完全に禁止するわけではない。なぜなら、私費留学を希望する大学院生は、退学することでこの制限から解放されることができるからである⁸⁸。学生は依然として私費留学をすることができる。1979年から1982年の初めにかけて、約6000人の学生が私費留学をし、その多くは大学の大学生や大学院生で、彼らは大学を辞めて留学したようである⁸⁹。

私費留学が制限されたのに増加傾向が抑えられていないのは、1982年1月30日に中国共産党中央委員会(以下、中共中央と略す)が発した「知識人工作の点検に関する通知」から読み取られる。同通知は、ここ数年、出国を要求する知識人が日増しに増え、多くの人が行ったまま帰国しないため、この状況は重視しなければならないと指摘した⁹⁰。これは『苦恋』への批判が自由化の動きを止めることに成功しなかった証拠の一つでもある⁹¹。

そのため、中国政府は「断固たる措置を取って、解決を急いだ」。1982年3月31日、中共中央は「私費海外留学若干問題に関する決定」を下した。「決定」では「私費留学は人材育成の一つのルートであり、政治的には国費留学生と同等の待遇をするべきである」と再確認したほか、私費留学で生じる諸問題を列挙した⁹²。「決定」は下記のように書かれている。

「国家育成と人材使用計画を順調に実行するために、社会主義現代化建設の必要に応じて、在学中の大学生、在職中の大学院生の私費での海外留学を禁止する。大学院生は卒業後も国家の統一分配制度に従わなければならない。もし出国留学が必要ならば、所在機関の承認を経て、国家の留学人員派遣方法によって処理しなければならない。大学の本科と専門学校の卒業生は国家の統一分配制度に従わなければならず、国内で2年働けば、組織の許可を経てから私費留学することができる。私費留学申請者に対して厳格な政治審査を行わなければならない。政治思想が反動的で、道徳的品質が劣悪で、法や規律に反した行為をした人は、出国を許可してはならない。」⁹³

また、「決定」では、政府高官とその配偶者は、今後とも「外国反動勢力」に利用されないと規定している。そして、「決定」は直ちに中国の在外公館に私費留学者の名簿を提供して関連状況を報告するよう教育部に要求した。在外公館は私費留学者の管理と教育を確実に強化し、彼らの政治思想、業務學習と生活に关心を持ち、そして適時に国内の関係部門に彼らの状況を報告しなければならない。この新しい「決定」の精神によって、私費留学政策は1982年の中期から引き締まっていった。

その結果、1982年5月19日、中共中央組織部が「私費留学者登録に関する通知」を発し、私費留学生の個人情報を把握するように管理を強化した。7月16日、教育部、公安部、外交部、労働人事部が共同で「私費外国留学に関する規定」を制定した。従来の私費留学の申請条件のほか、新たに申請

⁸⁷ 白土悟、前掲、390頁。

⁸⁸ 陸丹尼、前掲、407頁。

⁸⁹ 于富增・江波・朱小玉『中華人民共和国教育専題史叢書：教育国際交流与合作史』海南出版社、2001年、146頁。

⁹⁰ 中共中央党史研究室『中国共産党新時期歴史大事記（増訂本）1978.12-2002.5』中共党史出版社、2002年、98頁。

⁹¹ もう一つの証拠として、鄧小平が『苦恋』を攻撃して二週間も経たないうち、宣伝部が招集した思想戦線問題座談会の場で、文学の多様性を支持する声がおき、聴衆から熱烈な歓迎を受けたことが挙げられる。エズラ・F・ヴォーゲル、前掲『現代中国の父 鄧小平(下)』、243頁。

⁹² 例えば、ブルジョアジーの生活様式を追求すること、思想が反動的であること、裏切って台湾に逃げることなどが挙げられる。国家教委留学生司編、前掲、567頁。

⁹³ 同上。

者の年齢制限が追加された。そして、「規定」の第五条は改めて私費留学の禁止を強調した⁹⁴。これによって、大学院生、学部生、あるいは就職して2年未満の高校卒業生については、私費留学することは一切禁止された。

以上のように、1980年末の「私費留学に関する暫定規定」から1982年の7月の「私費留学に関する規定」にかけて、中国の私費留学政策が引締められる過程を経てきた。1980年末の「私費留学に関する暫定規定」は私費留学への制限がほとんどないが、1981年9月の「在学大学院生の私費留学問題に関する通知」は、大学院生の私費留学申請を制限し始めた。さらに、1982年7月の「私費外国留学に関する規定」が出たあと、私費留学の門は完全に閉ざされた。

ところで、私費留学は1982年7月に正式に禁じられたが、自由化の動きは1983年の初頭まで続いていた。1983年の初めに、リベラルの理論家たちがさらに知的自由の範囲を広げるため思想上の見解を表明し始めたことに対し、鄧小平はブルジョア自由化反対を徹底すると覚悟し、1983年9月にはゆるんだ雰囲気を引き締めなければならないと結論を出した⁹⁵。その結果、彼は10月12日に全国的な反精神汚染運動を始めた。これに対して、当時アメリカで留学していた中国人留学生たちが連名で深い憂慮を表明した⁹⁶。

鄧小平は1980年以降の国内情勢を受け、自由化を抑えようとした中、私費留学にかけた制限がしばしば見られる。この節で分析した私費留学の引き締めの過程は、鄧小平による1981年の『苦恋』批判から1983年の反精神汚染運動にかけての反自由化という流れに相応すると言えよう。

3.3: 1984-1986 経済体制改革重視、出国留学促進期

1983年の反精神汚染運動まで、鄧小平は自由化の動きを抑えており、知識人の出国を制限し、特に私費留学に制限をかけた。しかし、鄧小平は毛沢東と異なる外交姿勢をとっており、政治運動にこだわりがなく、わずか一ヶ月後に運動を終了させた。翌年の1984年、鄧小平は1978年からの改革開放の成果をまとめ、経済体制改革をはじめとする全方位の改革に踏み切る姿勢を見せた。これを踏まえて、1984年以降の留学生政策はそれまでとは異なる方向性に進んでいった。

3.3.1: 国費留学生政策

1978年から実施されていた農村改革がもたらしてきた商品経済の発展という「まったく予期しなかった成功」⁹⁷を収めた鄧小平は、1984年に商品経済の導入を目指す都市部の経済改革に踏み切ることにした。彼はこの点について、「農村改革はすでに効果が現れ、農村の様子は明らかに変化した。農村改革の経験に基づき、今は都市部の経済改革に移っている」と述べていた⁹⁸。

商品経済の導入に政府の市場介入の減少が必要であることから、「簡政放権（行政の簡素化と下部への権限委譲）」はこの時期の基調となった。加えて、鄧小平は「中国特色を持つ社会主义」という表現を用い、工業、商業、科学、教育の分野で市場を拡大し、全面的な改革に乗り出すという目標に大きく踏み出した⁹⁹。したがって、中共中央は1984年10月20日に経済体制の改革のほか、1985年3月13日に科学技術体制、5月27日に教育体制の改革を始めた。これらの改革案は例外なく、すべて

⁹⁴ 国家教委留学生司編、前掲、578頁。陸丹尼、前掲、408頁。

⁹⁵ エズラ・F・ヴォーゲル、前掲『現代中国の父 鄧小平(下)』、249-250頁。

⁹⁶ 1,000 Chinese in U.S. Endorse a Protest By DOUGLAS MARTIN New York Times (1923-Current file); Jan 20, 1987;ProQuest Historical Newspapers: The New York Times with Index pg. A3. 銭寧、前掲、289頁。

⁹⁷ 中共中央文献編輯委員会編、前掲『鄧小平文選 第三卷』、238頁。

⁹⁸ 同上、138頁。

⁹⁹ エズラ・F・ヴォーゲル、前掲『現代中国の父 鄧小平(下)』、116頁。

「簡政放權」に言及して国費留学の発展に直結する。例えば、3月13日の「中共中央の科学技術体制改革に関する決定」は、「現在の科学技術体制の改革の主な内容は…行政手段だけで科学技術工作を管理するやり方を克服し、国家が過度に負担し、融通がきかない弊害を克服するということだ。…研究機関の自主権を拡大し、科学技術に対する政府機関のマクロ管理を改善する」と書かれ、「各学派の百家争鳴を提唱し、行政手段を濫用して学術の自由に介入することに反対し」、「異なる観点の自由な議論を抑圧する従来のような『学術批判』を停止する」ように要求した¹⁰⁰。そして、5月27日の「中共中央の教育体制改革に関する決定」は「今後、事の成否の重要な鍵は人材にあり、人材問題を解決するためには、経済発展に基づき教育事業を発展させなければならない。現在の問題は、教育事業の管理権限の区分で、政府関係省庁が高等学校を過度に統制して、学校の活力を欠いていることだ」と述べた¹⁰¹。そのため、中共中央は「（教育事業の）管理体制を改革し、マクロ管理を強化すると同時に、簡政放權を断行し、学校の学校運営の自主権を拡大する」と決定した。

以上のような各分野での「簡政放權」、特に教育体制の改革は地方や高等学校による留学生派遣の自主権の拡大をもたらしてきた。もともとは国費留学生を選抜・審査する権限は長年教育部が握っていたが、1984年9月に教育部から出された「部門、地方¹⁰²が出国留学人員を自ら選抜派遣することに関する通知」はこの状況を一変させた。通知には以下のように記されている。

「中央の改革の精神に基づいて、部門・地方政府が留学者を自ら選抜派遣する責任を強化し、手続きを簡素化し、業務効率を高め、学者の国外管理をよりよく実行するために統一的管理に戻す。すべての部・委員会・省・自治区・直轄市が、学校間、友好都市間の交流を通して獲得した国外奨学金や資金援助および国外借款や少ない自己資金などをを利用して派遣する留学生と私費公派の留学者については、等しく部・委員会・省・自治区・直轄市と基本的所属機関の二つのレベルが責任を負う制度を実行する。部・委員会・省・自治区・直轄市の人民政府あるいは授權部門は、自ら審査し、派遣手続きを行い、派遣人員の基本情況、学習期間、留学先の地方や機関、指導教授、費用および旅程をすぐに在外公館並びに教育部外事局に通知することを求む。留学者は学習地に到着後すぐに、在外公館に（直接あるいは文書で）知らせ、統一的管理に便ならしむこと。」¹⁰³

この通知は留学生の選抜権限を委譲し、部門、地方が自ら外国留学の人材を選抜して審査することができるようになるものであった。そして、既に実施されていたものを公認するとともに、全国不統一だった手続きに統一性を持たせ、また手続きを簡素化して業務効率を高めるものでもあった¹⁰⁴。これを受け、11月23日、北京で開催された「海外人材と留学人材の導入に関する全国工作会議」では、当時の国務委員であった張勁夫は「現在、人材の導入はまだ十分ではない。…派遣された留学生が少なすぎて、十億の人口を抱える我が国には似合わない。出国審査の手続きが煩雑で、時間がかかりすぎる」と述べた¹⁰⁵。張の講演と「部門、地方が出国留学人員を自ら選抜派遣することに関する通知」から、「簡政放權」と留学生派遣の拡大がこれから課題であることが明白になった。

1985年2月2日、外交部と教育部は「海外留学者の指導の改善と強化に関する通知」を発した。同通知では、「四つの現代化」建設における留学生の重要な役割を肯定するとともに、派遣人数をさらに増やし、在外学生へのさらなる配慮を要求している条項が見られた¹⁰⁶。さらに、4月18日に教育部は「部

¹⁰⁰ 中共中央文献研究室編『十二大以来重要文献選編 中』人民出版社、1986年、661頁。

¹⁰¹ 同上、721頁。

¹⁰² ここにいう「部門」とは、國務院が統括する中央官庁を指している。白土悟、前掲、260頁。

¹⁰³ 同上。

¹⁰⁴ 同上。

¹⁰⁵ 張勁夫「在全国引進国外人才和出国留学人員工作会议上的報告」『張勁夫与引進国外智力』国家外国專家局、2007年、41-56頁。

¹⁰⁶ 国家教委留学生司編、前掲、121頁。

属の高等教育機関が留学者を自ら選抜派遣するときの審査方法に関する通知」を中央官庁直属（部属）の高等教育機関宛に発布した。通知には次のように記されている。

「1、学校が自ら選抜派遣する留学者とは、高等教育機関が、国外の学校との交流を進め、外国の奨学金や資金援助を獲得して、あるいは自前で資金調達して派遣する教員・科学研究员や少数の在籍学生を指す。2、自ら選抜派遣する留学者の政治思想、業務、外国語、身体条件は、送り出す高等教育機関が、国家が同類の留学者を派遣する際の基準で以て自ら審査する。3、自ら選抜派遣した留学者の出国後、送り出した高等教育機関は、積極的に彼らと関係を保ち、彼らが努力して学習するよう励まし、彼らの生活に关心を持たなければならない…」¹⁰⁷

この通知は「簡政放權」と対外開放の政策に基づき、留学生の審査方法を更に改革し、「高等教育機関の職責を強め、その対外交流をより便利にする」ものであった。

上記の教育部の「部門、地方が出国留学人員を自ら選抜派遣することに関する通知」と「部属の高等教育機関が留学者を自ら選抜派遣するときの審査方法に関する通知」にて、中央官庁、地方政府そして官庁直属の高等教育機関が留学生を独自に選抜して派遣する制度が確立された¹⁰⁸。これにより、国費留学生の選抜権が徐々に中央から地方部門や高等学校に移り始め、留学生政策がより自由な時期に入った。

3.3.2: 私費留学生政策

経済体制の改革に取り組む前の1983年7月8日、鄧小平は、経済体制改革に伴う専門人材不足問題を解決するため、「外国智力の利用と対外開放の拡大」を呼びかけた¹⁰⁹。これを受け、8月24日に「外国智力を導入するための中央領導グループ」（以下、「グループ」と略す）は「外国智力の導入による四つの現代化の推進に関する中共中央・國務院の決定」にて発足した。「決定」が「計画的かつ組織的に我が国の科学者、専門家、留学生、海外訪問学者を通じて、海外にいる華僑・中国系の教師にコンタクトを取り、その中から適切な人を推薦し、それから関係部門が正式に招聘する」とあるように、外国智力の導入を実現するため留学生に大きな期待を寄せた¹¹⁰。

1984年9月5日、中共中央の「私費留学に対し、断固として大胆に開放する」との指示を受けた教育部は、「グループ」に1982年の「私費外国留学に関する規定」（以下、「82年規定」と略す）の改訂案を報告した¹¹¹。12月26日に國務院は「私費出国留学に関する暫行規定」（以下、「84年規定」と略す）を公表し、「私費留学は人材を育成するための一つのルートであり、対外開放政策を貫き、外国智力を導入するための一つの力でもある」とあるように、外国智力を導入するにあたって私費留学生の役割を正式に明確にした¹¹²。これは中共中央が制定した私費留学に関する三番目の規定であり、私費留学の緩和を直ちに促した。「84年規定」は次のように規定している。

「1、およそ我国公民個々人は、正当で合法的な手続きを通して、外貨による資金援助あるいは国外奨学金を獲得し、入学許可証を得れば、学歴・年齢・就労年限の限定を受けず、等しく私費留学ができる、学部生、大学院生あるいは聴講生になることを申請できる。2、大学に在籍する専科生、学部生、大学院生は、学校あるいは所属機関に私費留学を申請することができる。」¹¹³

¹⁰⁷ 白土悟、前掲、262頁。

¹⁰⁸ 同上。

¹⁰⁹ 中共中央文献編輯委員会編、前掲『鄧小平文選 第三卷』、32頁。

¹¹⁰ 国家外国專家局編『引進国外智力和外国專家工作法規文件匯編』国家外国專家局、2001年、5頁。

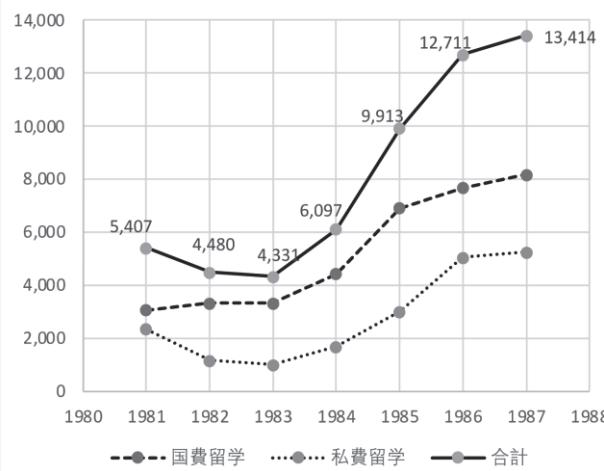
¹¹¹ 国家教委留学生司編、前掲、587頁。

¹¹² 同上、590頁。

¹¹³ 同上。

以上の条項からわかるように、私費留学は学歴、年齢、就労年限の制限を受けずに許可される。在学中の大学生や大学院生も、さらに在職者も許可される。それゆえ、「84 年規定」は 1981 年 1 月に発表された最初の私費留学に関するものと似ているところが大きい。両方とも大学在学生は私費留学することができると規定し、卒業した大学生と大学院生は 2 年間働かなくても出国することができるとも規定する¹¹⁴。

以上のように、1984-1986 年の間に、国費留学は鄧が推進した経済体制改革に伴う教育・科学体制の「簡政放権」、私費留学は経済体制改革に必要な外国智力の導入によってそれぞれ緩和され、留学する人数が急速に増えた。この傾向は、この時期におけるアメリカが中国の留学生に発行したビザ数からも読み取れる（図 1）。



（注 1）筆者は Leo Orleans, *Chinese Students in America: Policies, Issues, and Numbers* (Washington D.C. : National Academy Press, 1988), p.88 のデータに基づいて作成した。

図 1 アメリカが中国の留学生に発行したビザ数（1981—1987）

以上のことからも、中国の出国留学促進の思惑が明らかである。その結果、中国の留学生政策が 80 年代半ばに最盛期を迎えた。ちなみに、このような経済体制改革に伴う留学生政策の変容は世界中の注目を集め、当時の中国の対外開放の度合いを評価する重要な指標の一つでもあった¹¹⁵。

3. 4: 1987-1990 安定こそ最優先、留学生帰国促進期

前段階の経済体制改革は留学生政策に大幅な緩和をもたらしてきた結果、80 年代半ばに「出国ブーム」が起きていた。このような「盲目的」であるとされた「出国ブーム」が社会の注目を集めると同時に¹¹⁶、もう一つの改革が学生や知識人の視野に入った。それは、政治体制の改革である。経・教・科の改革が始まった一年後の 1986 年 6 月 28 日に、鄧小平は「政治改革をしなければ経済改革も継続できない」と、政治体制改革の推進を再提唱した¹¹⁷。しかし、鄧の提唱した経済、科学、教育ないし政治体制の改革は、「四つの基本原則」¹¹⁸に基づいて中国共産党の行政の効率化を狙ったものであり、西側諸国の「民主化」を推進することではない。このため、政治体制の改革について当時の一部の知

¹¹⁴ 陸丹尼、前掲、410-411 頁。

¹¹⁵ 苗丹国『出国留学 60 年』中央文献出版社、2010 年、214 頁。

¹¹⁶ 『高等教育研究』に掲載されたある記事によると、「出国ブーム」は「異常な現象であり、特別な注目に値する」という。この問題が解決されないと、中国の重点大学が「出国予備校」になる危険性があると著者は指摘した。肖行「勿小看了出国熱」『中国高等教育(03)』中国教育報刊社、1986 年、41 頁。

¹¹⁷ 中共中央文献編輯委員会編、前掲『鄧小平文選 第三卷』、164 頁。

¹¹⁸ つまり、社会主义の道、無産階級專政、中国共産黨の指導、マルクス・レーニン主義及び毛沢東思想を「四つの基本原則」として堅持しなければならないこと。詳細は中共中央文献編輯委員会編、前掲『鄧小平文選第二卷 (1975-1982)』、164-165 頁。

識人と鄧小平は同床異夢であった。その結果、1986年末の民主化を求める「八六学潮」に1989年の天安門事件が起き、「安定こそ最優先に」¹¹⁹する鄧小平は中国の留学生政策を、管理と政治審査の強化へと大きく舵を切る方向へと進めていった。

3.4.1: 国費留学生政策

1986年9月、自由化の動きの高まりを再び感じた鄧小平は、「若者の間で、自由化の傾向がある」と明言し、「この自由化を放置していくと、われわれの安定団結した政治局面が破壊されることになる」と指摘した¹²⁰。さらに、11月、「多くの青年は西側のいわゆる自由を崇拜しているが、自由そのものとは何かを彼らは知らない。青年に対して規律正しい教育を行い、彼らに自由と規律の関係を理解させねばならない」と述べた¹²¹。

このような西側の自由への崇拜に対する批判は、それまでに派遣された留学生が、規定の留学期限を延長しようとしたり、留学期限を過ぎても海外に滞留し、帰国しないという、鄧小平の期待と食い違ったケースが多発していたからと考えられる¹²²。アメリカを例にすると、1986年まで37%くらいの国費留学生しか帰国していなかった¹²³。そして、このような不帰国現象について、中国代表団とアメリカのホワイトヘッド国務副長官が議論を交わしたことでも確認されている¹²⁴。

この行為を禁じるために、中国政府が1986年12月8日の「出国留学生派遣に関する若干の暫行規定」を発表し、その中にそれまでには見られなかつた条項を書き込んだ。それは「出国留学協議書」である。「協議書」は留学者の留学内容、目標、期限、国別、身分、費用及び派遣先と留学者双方の権利、義務、責任などを規定している。これによって、留学生を派遣する政府と派遣される留学生の関係は、単なる相互信頼関係から、相互に義務と責任を負う契約関係になった¹²⁵。王雪萍のインタビュー調査によると、日本に派遣された国費留学生のうち、1986年以降、外国滞在の継続を希望する留学生たちには、留学期間に応じた留学費用の返還を要求され、その要求に応じない場合、パスポートの延長や交換に制限を加えられたことがあるそうである¹²⁶。

しかし、それにも関わらず、鄧小平は若者の間での自由化増加傾向に歯止めをかけることはできなかつた。1986年12月、民主化を求める「八六学潮」という学生運動が起き、これに対して、12月30日に鄧小平は「安定団結した政治状況」の重要性を改めて強調するほか、学生をそそのかして運動に参加させた方励之らの「反党・反社会主義の行為」を批判した¹²⁷。これを機に、アメリカでの中国人留学生や華人学者たちは、学生の要請に対する政府の厳しい反応に疑問を呈し、共産党高層に対する公開状に署名した¹²⁸。しかし、1987年1月、鄧は「問題は我々の思想戦線に混乱が生じ、青年学生に対する指導力が足りないところにある」と堅持し、1983年の反精神汚染運動の延長としてブルジョア自由化反対運動を始めた¹²⁹。

¹¹⁹ 中共中央文献編輯委員会編、前掲『鄧小平文選 第三巻』、284頁。

¹²⁰ 同上、181-182頁。

¹²¹ 同上、191頁。

¹²² 例えば、鄧小平が1988年に「我々の留学生は数万人がいる…この人たちを帰国させないと、非常に惜しい」とあるように留学生の不帰国に対し残念な気持ちを表した。王雪萍、前掲「改革開放後の中国『国家公費派遣留学生』派遣政策の変遷」、24-25頁。

¹²³ Leo Orleans, *Chinese Students in America: Policies, Issues, and Numbers* (Washington, D.C.: National Academy Press, 1988), p112.

¹²⁴ 国家教委留学生司編、前掲、「美国副国務卿懷特黒德会見中国代表団談話記録」、829頁。

¹²⁵ 王雪萍、前掲「改革・開放後の中国『国家公費派遣留学生』派遣政策の変遷」、29頁。

¹²⁶ 同上、22頁。

¹²⁷ 中共中央文献編輯委員会編、前掲『鄧小平文選 第三巻』、196頁。

¹²⁸ TIME.1987. "Thinking About Home." <http://content.time.com/time/subscriber/article/0,33009,963456,00.html> (参照 2021年8月6日)

楊繼繩『中国改革年代の政治闘争』Excellent Culture Press(Hong Kong)、2004年、330頁。

¹²⁹ 中共中央文献編輯委員会編、前掲『鄧小平文選 第三巻』、198頁。

これを受け、国費留学生への政治審査と出国前集中訓練（以下、集中訓練と略す）が一層強化された。1987年4月11日、国家教育委員会は「(87)教外総字210号国費留学生の政治審査工作を強化することに関する通知」を発布した。通知は次のように述べている。

「国費留学者の政治思想状況は基本的に良いが、一部は問題がある。その主なものとして、一部の人が四つの基本原則に反対し、我々の党と国家を攻撃している。少数の人は国外で自分勝手になり、個人の損得だけを考えている。また少数の人は西洋を崇拝し、外国に媚び、自分の祖国と人民を少しも良いところが無いと話している。また少数の人はブルジョア階級の腐敗した思想を崇めている。これら問題は重いものであり重視しなければならない。このような情況を生んだ原因是、国費留学者を選抜する工作中の政治審査工作を軽視し、これに関する原則を厳格に守らず、うわべを繕い、政治審査の基準が不明確で、責任を全うしないなどの問題にある。この情況を変えなければならない。」¹³⁰

通知は、初めて政治審査の原則と基準を明確にし、政治審査の形骸化は防がれ、かなり厳格化したものになり、のちの国費留学の選抜方針の重要な部分となっているものである¹³¹。

他方、集中訓練の強化に関しては、次のように1987年3月17日の国家教育委員会外事局による「出国留学者の出国前集中訓練を強化することに関する返答」から見て取れる。

「中央の関連文書に基づき、海外留学者に対して四つの基本原則を堅持し、ブルジョア自由化に反対する教育を行い、海外留学の目的を正し、党と国家の出国留学者に対する要求を明確にさせるため、光榮感、責任感を高める教育が必要である。」¹³²

「返答」は学生にブルジョア自由化反対教育の実施を明言するほか、「集中訓練に不参加の学生に対しては、パスポートを不発行」、そして、「訓練中の学生に対してさらに政治審査を行い、もし出国条件に合致しない場合は、速やかに報告する」との条項も見られた。それのみならず、これとほぼ同じ内容は同年8月に出された「ソ連・東欧諸国への留学生の教育管理の強化に関する通知」ですら現れた¹³³。このことから、派遣目的地を問わず、留学生に対するブルジョア自由化反対教育の徹底実施が、この時期における肝心なことになったとわかる。このような管理及び政治審査の強化は1989年の天安門事件を機に、さらに強まった。

天安門事件が勃発した後の6月5日に、中共中央はそれを「反革命暴乱」とした¹³⁴。6月9日に鄧小平は人民解放軍の幹部への演説で、「四つの基本原則」の堅持を改めて強調し、1980年代における中国共産党の最大の過ちは、民衆への思想教育に十分な注意を払わなかったことにあると結論付けた¹³⁵。これを受け、6月12日に、国家教育委員会は「(89)教留字010号 国費留学生の政治審査(再審査)の強化に関する緊急通知」を発した。通知は下記のように述べている。

「今の状況の下で、国費留学生の選抜と派遣は、6月5日の中共中央・國務院が全共産党員と全国人民に告げる書及び6月9日の鄧小平同志が戒厳部隊との談話で提出した要求に基づき、さらに強化して改善しなければならない。特に国費留学生に対する政治審査を強化し、候補者の政治闘争における態度を審査することが重要だ。」¹³⁶

¹³⁰ 白土悟、前掲、271頁。

¹³¹ 要するに、政治審査の責任の所在を明らかにし、選抜対象となった人の政治思想は、面接試験だけでは分からないので、日頃の仕事や生活の中で端々に現われる言動を重視し注意を向けよという指示である。白土悟、前掲、273頁。

¹³² 国家教委留学生司編、前掲、348-349頁。

¹³³ 同上、350-351頁。

¹³⁴ 中華人民共和国国务院弁公庁「中共中央・國務院告全体共産党員和全国人民書」『中華人民共和国國務院公報』1989年6月25日、第9号、390頁。

¹³⁵ Zheng Wang, National Humiliation, History Education, and the Politics of Historical Memory: Patriotic Education Campaign in China. *International Studies Quarterly*, Vol. 52, No. 4 (Dec, 2008), pp. 783-806

¹³⁶ 国家教委留学生司編、前掲、230-231頁。

通知は国費留学生に中国共産党と社会主义制度を擁護するように要求するほか、ブルジョア自由化を鼓吹し中国共産党と社会主义制度に反対する人は絶対に派遣しないと規定している。それに、すでに採用され、まもなく派遣される国費留学生と候補者に対して、各部門、地方は再審査を行う。これを機に、この「(89) 教留字 010 号」通知と前述した「(87) 教外総字 210 号」通知は、のちの留学生派遣にあたっての政治審査の基準となり、これから数年の留学政策文書にあらわれていた¹³⁷。

3.4.2: 私費留学生政策

鄧のブルジョア自由化反対運動の展開に伴い、私費留学を制限する措置も出てきた。前述した中国政府が 1986 年 12 月 8 日に発表した「出国留学生派遣に関する若干の暫行規定」は、初めて国費と私費留学を同一の公文書の中に記載した画期的規定であったが、私費留学の規則を全体的に収縮する傾向の留学政策でもあった¹³⁸。これを受け、1987 年 2 月、国家教育委員会と公安部は「公安部門の私費留学等の問題の受理に関する通知」を出した。通知は次のように述べている。

「私費留学を希望する在籍・在学者は、あらかじめ勤務先や担当部署の承認を得るべきである。大学卒業予定者はすでに国家の分配計画に含まれており、分配仕事に従い、国家のために奉仕すべきである。大学院生は一般的に退学して私費留学をすることは許されない。」¹³⁹

この通知は私費留学に対して制限をかけているが、完全に禁止するわけではなく、言葉遣いも以前より温和である。これは、1983 年の反精神汚染運動前後における私費留学の完全禁止と違う方向性を示した。このような「制限はしても禁止はしない」という措置は、天安門事件直後の公文書にも現れている。天安門事件後、中共中央弁公庁は 1990 年 1 月 17 日に「序字[1990]4 号 中共中央政治局常務委員会による海外留学問題検討紀要」を発表し、次のように私費留学政策を引き締めた。

「私費留学は正しく導かなければならない。国費で養成した大学卒業者は、国家のために奉仕する義務があるので、5 年間の服務期間の規定を厳格に執行しなければならない。大学 3 年生以上の学生と大学院生は退学して私費留学をすることができない、3 年生以下の大学生は育成費を返済してから私費留学ができる。」¹⁴⁰

この紀要は前述したようにすべての学生の海外留学は禁止されておらず（私費大学生が認定されてから私費留学ができるから¹⁴¹）、国費留学生政策の中で出た学生に対する「政治審査の強化」等の条項も見られない。これはなぜであろうか。

3.4.3: 鄧小平の帰国促進政策

実際、改革開放の拡大につれ、この時期に中国政府はいくら努力しても、私費留学生を効果的にコントロールして管理することが事実上難しくなっており、私費留学生たちは米中教育交流協定などの公式文書に拘束されず、学業終了後の帰国か否かという問題において選択の自由が大きかった¹⁴²。これに応じて、鄧小平は徐々に留学生の出国制限から帰国促進へと方向転換をした。1988 年 9 月 12 日に彼は次のように述べた。

¹³⁷ 例えば、「1989 年国家国費外国訪問学者予備人員の採用及び外国語教育に関する通知」、「1990 年に国費留学生の選抜の仕事に関する通知」、「1990 年国家国費出国訪問学者の採用及び研修に関する通知」、「1991 年度国費大学院生の計画の下達に関する通知」といった通知がある。国家教委留学生司編、前掲、232-282 頁。

¹³⁸ 孟健軍「中国の改革開放と留学政策」独立行政法人経済産業研究所、2018 年、9 頁。<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/18j016.pdf>（参照 2021 年 9 月 17 日）

¹³⁹ 国家教委留学生司編、前掲、605 頁。

¹⁴⁰ 同上、647 頁。

¹⁴¹ 国家教委留学生司編、前掲「关于国内自費生身份認定有关問題的通知」、671 頁。

¹⁴² 陸丹尼、前掲、415 頁

「我々の留学生は数万人がいる。…一部の研究機構と大学にいくつかの専攻を増設し、帰国した留学生たちをそこに行かせ、一つの専門的な研究に専念してもらえば、重要な貢献をしてくれる人がきっと現れる。そのようにしてこの人たちを帰国させないと、非常に惜しい。」¹⁴³

この言葉から、鄧小平の帰国促進の思惑がわかるであろう。実際、彼は先頭に 1987 年からこの理念を実行に移し始めた。例えば、1987 年 3 月、鄧小平は「国家教育委員会が留学工作に専念する機構を設立しろ」と述べた¹⁴⁴。そして、5 月に留学生の帰国促進を目的に、北京で創刊された『神州学人』の表紙の雑誌名を直筆で書いた¹⁴⁵。これに伴い、1987 年以降の留学生工作の中心が派遣から帰国促進に移った¹⁴⁶。

鄧小平は上記の帰国促進政策に対して自信を堅持し、天安門事件後もこの理念を繰り返し主張していた。例えば、彼は 1989 年 9 月 16 日に中国系アメリカ人学者の李道政と面会した時に、「断食に参加した学生を含めた学生たちに対しては、主に説教をする。海外でデモに参加したり、署名したりした人も含めてあなたが知っている人たちに、中国はその問題を気にしないから、心の重荷をおろしてと伝えてください」と述べた¹⁴⁷。それに、10 月 31 日にニクソン前米大統領と会見した時、また「海外にいる学生も含めて、私たちはデモに参加したり、署名したりした学生に対して、責任を問わないようにしている」と述べた¹⁴⁸。

このような鄧の発言と本節すでに分析した国費と私費留学生政策の変容から、1989 年の天安門事件ないし 1987 年のブルジョア自由化反対運動以降、中国の留学生政策は「国費留学管理強化に私費留学制限」と「帰国促進」が並行する局面が見えるであろう。

以上のことから、この政治思想を重視した国費留学生派遣、またそこに帰国促進を加えた留学生政策はこの時期の特徴となり、1980 年代末に頂点に達した¹⁴⁹。特に注目すべきなのは、鄧小平が 1987 年の反ブルジョア自由化運動後に留学生の管理を強化しながらも、以前の出国制限と根本的に相違した政策をとり、学生の出国に直接制限をかける措置を減らしている点である。具体的に言うと、ブルジョア自由化反対運動と天安門事件後に国費と私費留学が禁止されていないことは、1983 年の反精神汚染運動前後における私費留学の完全禁止とは著しく対照的である。これは改革開放の拡大につれ、中国が世界との関わりをもはや切断することが出来なくなつたからであろう。エズラ・ヴォーゲルが述べたように、「多くの人々が国内外の市場の恩恵を受けたことで、改革開放政策をひっくり返すことは不可能になった。中国は 1978 年に開けた扉を、再び閉ざすことができなくなった」¹⁵⁰。そのため、鄧小平が「出国制限」のかわりに「帰国促進」という、より開放的で成熟した解決案にたどり着いたと言えよう。これは、今後の「支持留学、鼓励回国、来去自由（留学を支持、帰国を奨励、行き来が自由）」という中国初の留学事業に関する総方針（以下、「十二字方針」と略す）の提出に直結すると考えられる。

¹⁴³ 王雪萍、前掲「改革・開放後の中国『国家公費派遣留学生』派遣政策の変遷」、22-23 頁。中共中央文献編輯委員会編、前掲『鄧小平文選 第三卷』、275 頁。

¹⁴⁴ その後、「教育部留学服务中心」は 1989 年 3 月 31 日に正式に設立された。中心の主な任務は海外留学、留学帰国、留学相談などのサービスに従事することである。程家財「中国留学服务中心帰国業務全解説」『神州学人』中国教育報刊社、2006 年、44 頁。

¹⁴⁵ 雑誌の目的として、「広く在外留学生の間で愛國主義教育を強化し、彼らの帰国あるいは適切な方法で国のために協力することを促進し、我が国の改革開放と社会主義現代化建設事業のために貢献する」ことを創刊以降一貫して掲げている。王雪萍『神州学人』誌から見る中国の留学生政策の変容—「一带一路」構想を中心に—『人文学研究所報』No. 61、2019 年、97-104 頁。

¹⁴⁶ 岡益巳「現代化路線の下における中国の留学生派遣政策」『岡山大学経済学会雑誌』26 卷 2 号、1994 年、63 頁。

¹⁴⁷ 中共中央文献編輯委員会編、前掲『鄧小平文選 第三卷』、327 頁。

¹⁴⁸ 同上、331 頁。

¹⁴⁹ 王雪萍、前掲「改革・開放後の中国『国家公費派遣留学生』派遣政策の変遷」、23 頁。

¹⁵⁰ エズラ・F・ヴォーゲル、前掲『現代中国の父 鄧小平(下)』、426 頁。

王雪萍は「このような変化の背景には、中国政府が留学生派遣の経済効果を求めた側面がある」という判断に基づき、1989年以降の（国費）留学生派遣を「短期収益型」と呼んでいる¹⁵¹。王のこの観点を鄧による「安定こそ最優先」という時代背景に即してみれば、なぜ中国がわざわざ留学生派遣を「長期戦略型」から「短期収益型」へと変容したのかをより理解しやすくなるのではないかと筆者は考える。その背後に、経済的な考慮だけでなく、自由化を抑えたいにも関わらず留学生派遣の扉を再び閉めることができないというジレンマに対する鄧による政治的な妥協があったのであろう。こうした中、鄧小平時代が終章を迎えるにつれ、中国の留学生政策も80年代を経て成熟へ向かっていく。

4. 留学生政策の成熟期 1991-1996

中国の留学生政策は波乱万丈な80年代を経た上で成熟へ向かっており、特に80年代末における鄧小平の留学生帰国促進政策により、再び生氣を取り戻した。それとともに、1990年代に入ってから、一部の地域における出国のための身分証明問題や留学仲介会社、台湾同胞への対応及び序字[1990]4号に対する大衆の不満¹⁵²といった一連の問題が生じたため、留学政策の制度化と法制化の必要性があった。しかし、1989年から1991年にかけて、東欧革命とソ連崩壊、さらに1989年の天安門事件で、中国の改革開放は大きな衝撃を受け、留学生政策はもちろんこれを避けることができなかつた。人民の自信を回復させ、留学生の帰国を促し、改革開放を推進しつづけるために、鄧小平は彼の時代の終曲である「南巡講話」を奏で始め、「社会主義市場経済」という言葉を初めて使用した。

4.1: 留学生政策の制度化と法制化

鄧小平は1992年に発表した一連の「南巡講話」の中で、アメリカをはじめ、西側諸国へ留学した多くの中国人留学生が天安門事件後に中国に戻らなくなった問題の解決に向けて、教育政策の転換を呼びかけた。鄧は「海外で学習している全ての人に戻ってきてほしい。彼らの過去の政治的態度はどうであれ、帰ってきて良い。帰ってきたら、適切に仕事を手配する。この政策に変わりはない」と述べた¹⁵³。これは鄧小平が公式の場で留学生政策に言及する最後の言葉である¹⁵⁴。これを受け、国務院弁公庁は同年「在外留学生問題に関する通知」を配布した。通知は鄧小平の「南巡講話」における留学生帰国政策に関する発言を政策化し、帰国者に大きな仕事選択の自由を与え、留学生の帰国を促進するために、派遣先と留学生の直接連絡を求めるものである¹⁵⁵。また、通知は国家のために奉仕するという国費留学生の義務を改めて表明した。このことからわかるように、留学生政策の改革の重要な一環として、新情勢の下でいかに留学生の帰国促進を保証するか、という管理体制を検討することが肝心になった¹⁵⁶。したがって、留学生政策の制度化と法制化が問題として取り上げられるようになった。

1993年11月14日、中共中央は「南巡講話」の精神に従い、「社会主義市場経済体制」の確立に伴い、文書の形で初めて「十二字方針」を決めた¹⁵⁷。ここで注目に値するのは「行き来が自由」を書き

¹⁵¹ 王雪萍、前掲「改革・開放後の中国『国家公費派遣留学生』派遣政策の変遷」、29頁。

¹⁵² 1990年1月の「4号文書」は公布の日から各種の矛盾、意見と論争を引き起こし、その中で高等教育育成費を返還したら、私費で海外留学を申請できる権利を、平等に認めてほしいというのが主な要求であった。苗丹国、前掲『出国留学60年』、379頁。

¹⁵³ 中共中央文献研究室編、前掲『鄧小平論教育』、220頁。

¹⁵⁴ 現在入手可能な史料から見ると、『鄧小平文選 第三巻』は1992年の南巡講話に終わり、『鄧小平年譜（下）』は鄧の病没（1997年2月19日）までカバーしているが、「南巡講話」以降の留学生に関する記述はないため、最後の公開講話であると筆者は考える。限られた公開史料故に成熟期の留学生政策と鄧小平との関係性を全面的に捉えることが難しく考え、今後更に検討を進めたい。

¹⁵⁵ 王雪萍、前掲「改革・開放後の中国『国家公費派遣留学生』派遣政策の変遷」、23頁。

¹⁵⁶ 苗丹国、前掲『出国留学60年』、333頁。

¹⁵⁷ 「中共中央關於建立社會主義市場經濟体制若干問題的決定」中共中央文献研究室編『十四大以來重要文献選編上』中央文献出版社、

入れたことである。これは政策的に出国・帰国の自由を導入することで、年齢や服務年限、出国者家族の出国・帰省に関する制限を撤廃し¹⁵⁸、留学生を尊重する姿勢を示して帰国を促進しようとしているので、中国の留学生政策が成熟に向かっていることを示している¹⁵⁹。一方、私費留学のルートをさらに開くために、国家教育委員会は 1993 年 7 月 10 日に「私費留学問題に関する通知」を公布し、国費大学生の国内服務期間の制限を削除し、多くの中国青年が私費留学を申請できないという政策上の制限を解除した¹⁶⁰。これを境に私費留学生政策の制度上の自由が実現された。

留学生政策の制度化をさらに進めるため、1994 年 7 月 11 日、國務院は「中国教育改革と発展要綱に関する実施意見」を発表し、国家留学基金管理委員会(China Scholarship Council : CSC)の設立に関する提案を出すことによって、留学生の募集、選抜及び管理を法制化の軌道に乗せた¹⁶¹。その後、CSC を通じた学生の募集・応募は 1996 年に全国で実施され始めた。CSC の設立はそれまでの留学生政策に根本的な変化をもたらしたことから、王は「現在（2007 年）の中国の国家公費（国費）派遣留学生に関する制度は、この 1996 年改革の延長線上にある」と判断している¹⁶²。

「十二字方針」の提出と CSC の設立によって、留学生政策の制度化が新たな高度に達した。1997 年 2 月 19 日、鄧小平が死去し、23 日、CSC を通じて派遣された最初の中国人留学生がイギリスから帰国した¹⁶³。それ以降、国費留学生は 97.16% の高い帰国率を維持しており¹⁶⁴、私費留学する人数と帰国率も増えている¹⁶⁵。ここで、鄧小平の留学生帰国促進という本望は遂げられたと言えよう。

5. おわりに

本文で考察した歴史的時期（1977 年-1996 年）において、鄧小平の関与によって中国の留学生政策は初步から成熟へと変容する過程を経験した。その中で、80 年代に入ってからの変化が最も激しく、その全体的な変容は下記の通りにまとめられる。

改革開放直前の 1977-1978 年の間に、鄧小平は国内における教育戦線の「撥乱反正」を通じて毛時代のイデオロギーの障害を一掃し、アメリカをはじめとする西側諸国への大規模な留学生派遣の序幕を開いた。そして、改革開放直後の 1979-1980 年において、鄧が留学生個人の意思を尊重した上で、一連の旧留学生政策の改革に成功して留学生政策の春を迎えた。その後、1981-1983 年の間に、自由化を抑えようとした鄧は、私費留学の禁止はしながらも、1984 年に経済体制改革のため、収縮した留学政策を出国促進に一変させた。よって、1984-1986 年の間に、中国は留学生政策の最盛期を迎え、出国する人数が急速に増えていった。しかし、1986 年の政治体制改革がもたらしてきた「八六学潮」、1989 年に起きた天安門事件の影響を受け、「安定こそ最優先に」を掲げる鄧は中国の留学生政策を、管理と政治審査の強化へと大きく舵を切る方向へと進めていった。それとともに彼は留学生の帰国を

¹⁶¹ 2011 年、472 頁。

¹⁵⁸ 陳昌貴『人材流出与回帰』湖北教育出版社、1996 年、74 頁。

¹⁵⁹ 晨光『中国人材前沿 No. 2』社会科学文献出版社、2006 年、47 頁。

¹⁶⁰ 苗丹国『出国留学工作手册（2001 年版）』北京言語文化出版社、2001 年、115 頁。

¹⁶¹ 何東昌主編『中華人民共和国重要教育文献』海南出版社、1998 年、3662 頁。

¹⁶² 王の論文が発表された 2007 年時点の政策は、現在の「个人申請、単位推薦、専家評審」という希望者自らが留学申請する政策と大した変わりがないので、原文通りに引用することにした。王雪萍、前掲「改革・開放後の中国『国家公費派遣留学生』派遣政策の変遷」、23 頁。CSCHP 「2021 年 CSC 資助出国留学人員選派簡章」第五章選抜方法第 8 条 <https://www.csc.edu.cn/article/1950> (参照 2021 年 8 月 18 日)

¹⁶³ 苗丹国、前掲『出国留学 60 年』、881 頁。

¹⁶⁴ 1996 年から 2006 年 9 月末にかけて国家から派遣された各種留学生の総数は 2 万 6658 人に達し、留学の期限満了後に帰国すべき 2 万 2984 人の中、実際に帰国したのは 2 万 2331 人で、帰国率は 97.16% に達した。苗丹国、前掲『出国留学 60 年』、337 頁。

¹⁶⁵ 統計によると、1996 年から 2016 年にかけて、私費留学生の人数は 13600 人から 432500 人に上った。また、2003 年から 2016 年にかけて、私費留学生の帰国率は 12.1% から 78.3% に上った。孟健軍、前掲、29 頁、33 頁。

呼びかけ、「出国制限」の代わりに「帰国促進」というより開放的で成熟した解決策にたどり着いた。このため、1980年代末に中国の留学生政策は成熟へ向かい始めた。1990年代における鄧小平はすでに引退しているので、留学生政策に直接的な影響はあまりないものの、彼の「帰国促進」の理念を受けたCSCなどの設立は、中国の留学生政策を制度化と法制化の軌道に乗せたことで、のちの留学生の帰国率を保つことができ、今日に至るまで留学生政策に影響を与えてきた。

「奇数年に反右、偶数年に反左」¹⁶⁶した中国留学生政策の変遷は、改革開放史の縮図であると言えよう。そこから映し出されるのは、改革開放への道程の厳しさ及び鄧小平という人物が歴史を書き換える決断力である。改革開放の初期、鄧小平は政治運動はしないとはいうものの、ある程度毛時代の政治運動思想の影響を受け、1983年に最初の反自由化運動を発動し、私費留学を禁止した。しかし、80年代後半の国内情勢に直面した鄧小平は時代に応じてこれまでのやり方を変え、厳しい政治環境の中、留学生政策に余地を残していた。こうした中で、彼が提唱した1984年と1992年の2回の経済体制改革は、それぞれ当時の留学生政策を政治的束縛から脱させ、特に2回目は中国経済の高度成長をもたらすとともに、留学生政策の制度化を一挙に完成させ、それを市場経済繁栄の機に乗じて現在まで発展させてきた。1989年以降における政治体制改革の停滞にも関わらず¹⁶⁷、留学生派遣は継続しており、そして社会主義市場経済の発展に伴い拡大し続けることは、改革開放前ないし改革開放初期には考えられない。ここで、鄧小平が社会主義市場経済の導入によって、留学生政策の制度上の自由を実現させ、留学生派遣において、西側の「自由思想」に浸透される恐れがあるという「受動的」な政治的危機感を緩和したと結論づけられる。

昨今の米中貿易戦では、中国政府は学生の渡米を制限する動きを見せてこなかったが、皮肉なことにトランプ政権が中国人留学生受入の扉を閉鎖した。その理由は政治的であった¹⁶⁸。

ところで、中国政府は、政治面における留学生への期待を完全に放棄したわけではない。その一例として、中国の台頭に伴うオフィシャルイデオロギーの宣伝及び世界的影響力増加の中¹⁶⁹、2015年の中央統一戦線工作会議における習近平国家主席による中国人留学生が海外での「良い中国の物語を語り、良い中国の声を広める」という「作用」への期待が挙げられる¹⁷⁰。現在、中国政府は明らかに留学生に新たな政治的意味を付与しており、彼らの政治面における「自発的」な役割を期待し始めたようである。しかし、同方針はまだ発表されたばかりで、政策の全容が明らかになるまでには時間を要する。この政策に対する分析は将来の課題としたい。

「強い指導者」¹⁷¹が重要な改革時期において、一連の新政策の実施と成熟を促進することができる一方、国内外情勢の影響を受け一部の政策を振り動かすこともあり得る。このため、改革開放の推進と既存の留学生派遣制度の改善を続けていく上で、指導者が当面の政策を適時に導くことが中国の留学生政策の繁栄と安定を保つ重要な前提となるであろう。

¹⁶⁶ これは鄧力群による、80年代における中国改革開放への道程の厳しさをまとめる言葉であり、改革開放の揺れ動く様子と困難さを表すためによく用いられる。徐慶全『『八老』与1980年代政治格局』『炎黄春秋』2015年第10期、27頁。

¹⁶⁷ 味岡徹「中国改革開放初期の政治体制改革」『聖心女子大学論叢』134巻、2019年、183-220頁。

¹⁶⁸ Executive Office of the President, "Suspension of Entry as Nonimmigrants of Certain Students and Researchers From the People's Republic of China," 2020. <https://www.federalregister.gov/d/2020-12217> (参照2021年9月21日)

¹⁶⁹ Xuetong Yan, *Leadership and the Rise of Great Powers* (Princeton University Press, 2019), p.132.

¹⁷⁰ 習近平、2015、「巩固發展最廣泛的愛國統一戰線為實現中國夢提供廣泛力量支持」http://www.gov.cn/xinwen/2015-05/20/content_2865448.htm (参照2021年9月25日); 習近平、2013、「講述好中國故事，傳播好中國聲音」<http://www.scio.gov.cn/zhzc/35353/35354/Document/1505177/1505177.htm> (参照2021年9月25日)

¹⁷¹ これは韓鋼による「華國鋒は強い政治指導者ではない（華國鋒不算是強勢政治領袖）」という判断を相対的に比較している言葉である。華の二度も平和的に権力を移譲したことに対し、鄧が改革開放を進める中での行為は明らかに「強かった」。詳細は、韓鋼「關於華國鋒的若干史實」『炎黃春秋』2011年第2期、9-17頁。